

荒川区議会議員 「体は細いが、芯は太い。」

清水ひろし



民主ゆいの会

からの手紙

第 68 号

平成 30 年 7 月

荒川区議会 6 月会議は 7/5 に閉会し、手話言語条例など追加提出案件を含む 12 本の議案が可決しました。今月は、区立・私立の幼稚園や保育園、子ども園、学童クラブ、心身障害者福祉センター等の区内施設や、3 歳児眼科健診を実施している伊勢崎市、まちじゅう図書館事業を展開している太田市への視察を行っています。

今日の数字？

9 件

ブロック塀、区内 18 施設で現行基準不適合 —学校の道路塀は今月中に撤去—

6/18 に発生した大阪府北部地震により、ブロック塀が倒壊、児童や歩行者が亡くなる事故が発生しました。荒川区は当日、まず区施設の目視点検を実施。その後の詳細検査の結果、建設時は基準を満たしていたが、法改正により現行基準には適合していない施設が 18 か所ありました。当該施設の対応を下記に掲載します。

また、区では私有物についてもブロック塀撤去や生け垣造成に対する助成を行っています。地域の安全のためにご活用下さい。(詳細は区 HP をご覧ください)

全体の対応方針

- 法令上の設置要件を満たしているものであっても、今後の経年劣化等を含めて予防的に対応することとし、「2.2m未満の高さのものを含め、一定の高さを有するブロック塀等については、速やかに撤去する」ことを基本方針として取り組む。
 - ① 小中学校のプール脇にある一定の高さのあるブロック塀等は、速やかに撤去し、代替のフェンス等を設置する。
 - ② 道路に面している又は利用者等の通路等周辺に設置している一定の高さのブロック塀等についても、必要に応じて撤去等の対応を行う。
 - ③ 隣地境界にあるブロック塀等については、区所有のものは必要に応じて撤去等の対応を行うとともに、区所有以外のものは、所有者と協議の上、安全性を確保する等、適切な対応を行う。

<調査結果及び施設毎の対応方針>

No	区分	施設名	道路・通路に面している塀	隣地境界にある塀	現行の建築基準との関係	対応
1	学校 (11)	瑞光小学校	○		塀が高い	①登下校時に塀の傍を通行しないよう、児童・生徒を指導した。 ②塀の撤去、代替フェンスの整備等、撤去に向けた契約手続を進めており、7月中旬までにブロック塀を撤去し、撤去後に代替の軽量フェンス等を設置する。
2		第六瑞光小学校	○		塀が高い	
3		第五峡田小学校	○		塀が高い	
4		第四中学校	○		塀が高い	
5		第七中学校	○		塀が高い	
6		第二瑞光小学校		○	控壁がない	①人の通行がない場所が大半であるが、念のため、設置場所の周辺に近寄らないよう児童・生徒を指導した。 ②隣地所有者等と撤去等に関する協議を開始した。 ③②の協議が進まない場合、当面の暫定措置として、ブロック塀等の補強工事等を実施する。 ④隣地との協議が整い次第、塀の撤去、代替フェンスの整備等を行う。
7		第三峡田小学校		○	控壁がない	
8		尾久西小学校	○		控壁がない、不足	
9		赤土小学校		○	控壁がない	
10		第五中学校		○	控壁がない	
11		南千住第三幼稚園		○	控壁がない、不足	
12	西日暮里保育園		○	塀が高い(一部)		
13	荒川保育園		○	控壁が不足		
14	西尾久保育園		○	控壁が不足		
15	その他 (7)	本庁舎			控壁が不足	
16		宮の前ひろば館		○	控壁がない	
17		諏訪台ひろば館		○	控壁がない	
18		日暮里ひろば館		○	控壁がない	

**防災無線（屋外スピーカー）が聞き取れない！
—区 HP に放送内容を掲載—**

区民の方から日常的にいただく、「区のスピーカーの音が聞き取れない！」というご意見。

この度、放送内容が区 HP に掲載されるようになりました。

なお、これまで同様に自動音声電話による確認も出来ます。

電話番号：3803-1788



民泊法が 6/15 から施行

**住宅宿泊事業（民泊）
Private Lodging Business**



**届出済
CERTIFIED**

届出番号 Number	第 M130000000 号
届出年月日 Date of Notification	H30 年 6 月 15 日

荒川区長

いわゆる民泊法が施行されました。

荒川区における登録は 9 件（下記表）です。登録事業者は、区から配布された左の標識（A5 サイズ）を、民泊施設に標示します。

なお、事業者・所在地・連絡先等は区 HP に公表されています。

民泊に関する連絡先は下記の通りです。

生活衛生課環境衛生係：3802-3111（内線 426・427）



所在地
南千住 5-31-12
南千住 7-10-13
東尾久 1-21-30
西日暮里 1-5-17
西日暮里 5-1-17
西日暮里 6-47-9-602
東日暮里 1-21-4
東日暮里 4-19-2
東日暮里 4-23-4-301

今日の数字？ 9 件：荒川区内の住宅宿泊事業者（いわゆる民泊）登録件数（6/28 現在）。「住宅宿泊事業法」が 6/15 から施行された。それにあわせ荒川区は条例を制定し、①営業は土日祝日のみ ②近隣への周知 ③家主不在建物の際は 1 km以内に管理者が常駐 など住民・近隣環境へ考慮した内容を盛り込んだ。なお、届出事業者名・連絡先・所在地は区 HP に公表されています。

清水啓史（43 歳 昭和 50（1975）年 5/7 日生 卯年 A 型 おうし座）

寛永寺幼卒/根岸小卒/早中・早高卒/早大卒。民主党本部元職員。
平成 19（2007）年 荒川区議選初出馬初当選。現在、荒川区議会議員 3 期目。

荒川区議会では文教・子育て支援委員会、財政援助団体調査特別委員会に所属。
国民民主党。家族は妻と娘（9 歳）。

